

令和4年度住居表示審議会会議概要

1. 開催日時 令和5年1月30日(月) 午前10時～11時
 2. 場 所 大野城市役所 新館4階 427会議室
 3. 出席委員 原田 真光 松田 美由紀 池上 文貴
古原 恵美 大森 洋子 松野尾 仁美
船津 茂喜 原田 知弘 甲斐 めぐみ
 4. 事務局 森永 希代美(総合窓口センター課長)
島本 さおり(総合窓口センター 戸籍整備担当係長)
波多野 祐未(総合窓口センター 戸籍整備担当)
 5. 委嘱状交付式
市 長【 委嘱状交付 】
【 あいさつ 】
 6. 大野城市住居表示審議会
【 会長、副会長選出 】
会長：大森 洋子 委員
(委員からの推薦により決定)
副会長：松野尾 仁美 委員
(住居表示審議会条例第6条第4項の規定により、大森会長が任命)

【 会長あいさつ 】

【 諮問書提出 】
(市長から審議会会長へ諮問書の提出)
- 事務局 【 委員、事務局紹介 】
(委員紹介)
(事務局紹介)
- 【 住居表示制度等の説明・事務局提示案の説明 】
大森会長 本日市長より諮問があった、大字乙金地区の住居表示について

審議いただく。審議が滞りなく進むよう、皆様のご協力をお願いする。なお、今回の審議会は、新しく住居表示を実施する地区の初めての審議会であるため、事務局より基本的な住居表示制度の説明をお願いする。

事務局 〈住居表示制度について資料1に基づいて、概要を説明〉
大森会長 事務局より説明があった。ここまでで何か質問はあるか。
〈「なし」の声あり〉

大森会長 諮問があった件について、事務局より説明をお願いする。説明後に審議を行う。

事務局 〈資料「町の区域及び名称の変更について」に基づいて説明〉
※対象地域
現在「大字乙金」である「大城2丁目10番北側」（以下、対象地域①とする）及び「大城2丁目10番西側」（以下、対象地域②とする）

【 審議 】

大森会長 只今より、審議に入る。何か質問、意見はないか。

船津特別委員 井ノ口区長の船津です。県道現人橋乙金線の右側が開発地域である。現在開発途中で法面の状態であるが、地域の人はずでに大城二丁目の一部であるとの認識でいる。地元としては、案にある通り大城二丁目とするのが合理性があると考えている。

大森会長 ほかに何か質問、意見はないか。

原田(真)委員 別図の②の右の建物が建っているところは、大城二丁目9番に当たるのか。

事務局 その部分は大城二丁目10番である。

松野尾副会長 該当区域は10番になるのか。

事務局 街区の割り振りについては、今回の審議会です住居表示実施について決定した後、決めることになる。宅地開発の道路の形状にそって街区番号を新たに付番することになる。街区の形状や付番につ

いては審議会に諮る案件ではない。

大森会長 今回の審議会は大城二丁目とするかどうかを審議すればよいということか。

事務局 そのとおり。

甲斐委員 大城二丁目10番はどの部分か。

事務局 〈別図の該当個所を示し説明〉

松野尾副会長 大城二丁目10番と今回の区域の境は現状どのような形状か。

事務局 段差、構造物等はない状態である。

松野尾副会長 大城二丁目10番との境が認識できるようになると考えてよいか。

事務局 今後の新たにできる道路等を加味した状態で、新たな街区符号を付番したり、10番に含めたりすることになる。

船津特別委員 つまり、今後できる道路によって、隣接する10番や22番に含まれたり、新しい番号になったりするということによいか。

事務局 そのとおり。

大森会長 近隣の街区の番号が道路に囲まれた形で付番されているのと同じように新しい道路ができれば新しい街区ができるということですね。

事務局 そのとおり。

大森会長 他に意見がなければ、採決をとる。諮問第1号について事務局案で決することに異議はないか。無ければ挙手をお願いします。

〈9名の委員すべてが挙手〉

大森会長 意義なしと認め、諮問第1号については原案のとおり決した。

(審議終了)

大森会長 以上で諮問の審議は全て終了した。答申書の作成については、私に一任願いたい。

〈委員了承〉

大森会長 事務局から、今後の日程に関して連絡をお願いする。

事務局 本日の議決を受けて事務局で答申書を作成し、大森会長から市長へ答申書を渡して頂く。地方自治法第260条の規定により、住居表示案を2月15日から30日間公示する。その後、6月議会に上程し、議決を受けたあとに、7月頃の住居表示実施に向けて事務を進めていく。答申及び本日の議事録については、後日委員に送付する。

事務局 以上で、令和4年度住居表示審議会を閉会する。